

所得が少ない世帯、子育て世帯などに

給付金を支給します

4月から消費税率が引き上げられたことによる所得の少ない世帯や子育てをしている世帯の家計への影響に配慮し、臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。
市では、給付金の支給のために準備を進めています。申請の受付開始について7月上旬を予定しています。

臨時福祉給付金

▼対象者

- 次のすべてに該当する人
- 平成26年1月1日現在で市の住民基本台帳に記録されている人
- 平成26年度分の市民税が課税されていない人

※ただし、課税されている人の扶養親族、生活保護制度の被保護者は対象外になります

▼支給額

対象者1人につき1万円



※なお、高齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当などを受給している人は、1人5千円を加算します。支給は1回限りとなります

振り込め詐欺にご注意

- 給付金を支給するために市や厚生労働省などが、ATM(銀行やコンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 市や厚生労働省などが、給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- 現時点では、世帯構成や銀行の口座番号などを照会することも絶対にありません。



子育て世帯臨時特例給付金

▼対象者

- 次のすべてに該当する人
- 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者の人
- 平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人

▼対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童
※ただし、臨時福祉給付金の対象者となる児童、生活保護の受給者の児童などは対象外になります

▼支給額

対象児童1人につき1万円、支給は1回限りとなります。
※臨時福祉給付金との重複給付はできません



▼申請書の送付・方法・受付

「臨時福祉給付金」と同様です。

▼公務員の人の申請方法・受付

公務員の人は、申請に必要な書類を各職場で受け取ってください。
受け付けは、「臨時福祉給付金」と同様です。



○配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の給付対象となる人のうち、事情により平成26年1月1日時点で住民登録を村上市に移すことができない状況にある人は、申し出により一定の要件に当てはまれば村上市で給付金の支給申請ができるようになります。具体的な申し出方法や要件については、福祉課福祉政策室までお問い合わせください。

●問い合わせ

福祉課福祉政策室

☎ 53・21111 (内線232)

厚生労働省の相談窓口

☎ 0570・037・192

※運営時間 午前9時から午後6時

(土日、祝日除く)